

# 宮津市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について【概要】

## 1. 改定の経過

- 本市においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 8 条の規定により、宮津市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を平成 26 年 12 月に策定した。
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和 6 年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が初めて抜本的に改正され、これを受けて、令和 7 年 3 月に京都府新型インフルエンザ等対策行動計画が改定された。
- 市町村行動計画は、特措法により、都道府県行動計画に基づき作成するものとされており、政府行動計画及び府行動計画との整合性をとる必要があるため、今回、市行動計画の全面改定を行うもの。

## 2. 改定のポイント

- **平時の準備の充実**  
全体を 3 期（準備期、初動期、対応期）に分け、特に準備期の取組を充実。
  - ― 前計画の「未発生期、海外発生期、国内発生期、国内感染期、小康期」の 5 期を 3 期に再編。
- **幅広い感染症への対応**  
新型インフル、新型コロナ以外の呼吸器感染症（＝指定感染症※＜感染症法第 6 条第 8 項＞）も対象とする。
  - ※ 感染症法上の措置を講ずる必要がある場合に、指定感染症として、具体的な感染症名や、講ずることができる措置を個別に政令で指定。
  - ― 新型インフルエンザ等感染症＜感染症法第 6 条第 7 項＞と新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）＜感染症法第 6 条第 9 項＞の 2 つに、指定感染症を追加。
- **対策項目の充実**  
京都府行動計画を踏まえ、対策項目を見直すとともに、対策内容を充実。

現 行	改 定 後
(1) 実施体制	(1) 実施体制
(2) 情報提供・共有	(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
(3) まん延防止	(3) まん延防止
(4) 予防接種	(4) ワクチン
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	(5) 保健
(6) サーベイランス・情報収集	(6) 物資
(7) 医療	(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

### 3. 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

#### (1) 対策の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
  - 流行のピーク時の患者数を抑制し、医療提供体制への負荷を軽減する。
  - 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
  - 市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
  - 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

#### (2) 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じ、次の3期に分けて対策を定める。

- 準備期（発生前の段階）
- 初動期（新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階）
- 対応期（国内の発生当初の封じ込め対応の時期～感染拡大期～ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期～基本的な感染症対策に移行する時期）

#### (3) 対策実施上の留意事項

市は、府など関係機関と相互に連携し、次の点に留意して対策を的確かつ迅速に実施する。

- 平時の備えの整理や拡充
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
- 基本的人権の尊重
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 社会福祉施設等における対応
- 感染症危機下の災害対応
- など

#### (4) 対策推進のための役割分担

- 国の役割  
新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体等が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する。
- 京都府の役割  
特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく措置の実施主体として、地域における医療提供体制の確保やまん延防止を中心的に担う。
- 宮津市の役割  
住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、要配慮者への支援に関し、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、府や近隣市町と緊密な連携を図る。

- 医療機関の役割

地域における医療提供体制の確保のため、新型インフルエンザ等の発生前から、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練、物資の確保等を推進する。発生時には、医療措置協定に基づき、府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供等を行う。

- 一般の事業者の役割

平時から、マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄などの感染対策を行う。

- 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等）の個人レベルでの実践に努める。

また、発生時に備え、衛生用品、食料品等の備蓄を行うよう努める。

## 4. 各対策項目の概要

### (1) 実施体制

- 実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、関係機関との連携体制を構築するとともに、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。
- 有事には、対策の実施体制を強化の上、平時に構築した連携体制を活かして迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、市対策本部において対応方針を決定する。

#### <準備期>

- 実践的な訓練の実施、行動計画等の作成や体制整備・強化
- 国、府等との連携の強化

#### <初動期>

- 初動対応についての決定、市対策本部の設置の検討
- 必要な人員体制の強化準備、迅速な対策の実施に必要な予算の確保

#### <対応期>

- 人員体制の強化、必要な場合の他の市町村や府に対する職員応援の要請
- 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置

### (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 情報の錯綜や偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

#### <準備期>

- 市民等への感染症に関する情報提供・共有
- 偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発

#### <初動期及び対応期>

- 新型インフルエンザ等の特性や発生状況、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体

的に情報提供・共有

- コールセンターの設置等による双方向のコミュニケーションの実施
- 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

### (3) まん延防止

- 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化するため、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制する。
- まん延防止対策の効果と影響を総合的に勘案し、ワクチン及び治療薬の開発普及等の状況の変化に応じて、対策の切り替えを機動的に行う。

<準備期>

- 発生時の対策強化に向けた市民等の理解や準備の促進、基本的な感染対策の普及
- 観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備

<初動期>

- 国、府からの要請を受けて、市行動計画や業務継続計画に基づく対応の準備

<対応期>

- 府の外出自粛要請等に関して、市民等に対して情報提供や注意喚起、協力の呼びかけ
- 市民等に対する基本的な感染対策に係る要請等

### (4) ワクチン

- 接種により、市民の健康を守るとともに、入院患者数や重症者数等を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることで、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつなげる。
- 医療機関や事業者、関係団体等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について検討し、有事に迅速に接種を実施できる体制を構築する。

<準備期>

- 与謝医師会等医療関係者と連携した接種体制構築に向けた準備
- ワクチンに関する基本的な情報の提供・共有を通じた市民等の理解促進

<初動期>

- 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築

<対応期>

- 初動期に構築した接種体制に基づいた接種の実施
- 高齢者施設入所者等への接種体制確保など接種体制の拡充

### (5) 保健

- 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民等の生命及び健康を保護するため、市民への情報提供・共有やリスクコミュニケーション、府が実施する健康観察や生活支援への協力等を行う。

<準備期・初動期>

- 市民等に対しての感染症に関する情報の提供・共有、リスクコミュニケーション

<対応期>

- 府が実施する患者や濃厚接触者に対する健康観察、必要なサービスの提供など生活支援への協力

## (6) 物資

- 感染症対策物資等の不足により、医療・検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、平時から、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

<準備期・初動期>

- 感染症対策物資等の備蓄と定期的な備蓄状況の確認、供給準備

<対応期>

- 医療機関、福祉施設、避難所等への備蓄物資の供給

## (7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

- 平時から、事業者や市民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働きかける。
- 有事には、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、市民生活及び社会経済活動への影響を緩和するため、必要に応じた支援を行う。

<準備期>

- 関係機関との連携のための情報共有体制の整備
- 事業者や市民に対する衛生用品や食料品、生活必需品等の物資及び資材の備蓄の勧奨

<初動期・対応期>

- 生活物資等の安定供給に関する市民や事業者への呼びかけ
- メンタルヘルス対策等の実施や要配慮者等への生活支援、教育及び学びの継続に関する支援
- まん延防止に関する措置により影響を受けた事業者に対する支援、雇用への影響に関する支援